

# 地域社会における多文化共生の生成と展開、そして、課題

金 倫 貞

## 1. はじめに

多文化共生、日本社会でもう市民権を得ている言葉であろう。しかし、多文化共生とは何か、多文化共生はどのように実現できるかを考えると、きわめて分かりにくい概念であることが分かる。2009年12月現在、日本の外国人登録者数は2,186,121人にのぼり、総人口の1.7%を占め、国籍も189ヶ国にわたっている。外国人が増え続けている中で、地域社会の隣人としての外国人との共生はいかなるものなのだろうか。日本において、多文化主義や多文化教育は1980年代に紹介され、多文化共生という言葉は1990年代から使用されはじめ、2000年代に入ってくると多文化共生政策をめぐる議論もみられるようになったが、日本における「多文化共生」とはそもそもどういうものなのか。

本稿では、まず、多文化共生という理念がどのように地域社会から生成され、自治体の施策として取り組まれているのかを、神奈川県川崎市を事例に検討するとともに、多文化共生を実現していくためにはどういったことが必要なのかを提起したい。

## 2. 多様化する在日外国人

在日外国人を指す言葉として「オールドカマー」と「ニューカマー」というものがある。これは文字通り来日の時期によってつけられた呼称であるが、オールドカマーは第2次世界大戦以前から日本に住んでいた朝鮮半島出身の人とその子孫、中国・台湾からの華僑とその子孫といった、いわゆる「特別永住者」の人々である。それに対して、ニューカマーは、1970年代から日本に入りはじめ、1989年の入管法改正<sup>(1)</sup>を境に増えてくる、日系人

---

(1) 1989年の入管法改正の内容は、在留資格を拡充し、就労可・不可をはっきり区分したことや、日系人の手続を簡素化したことなどが挙げられる。これを受け、日系人が増えていくこととなる。

や外国人労働者などを指す。

さらに、1985年の国籍法改正によってそれまでの父系主義は改められ、母親が日本人でも子どもは日本国籍が取れるようになった<sup>(2)</sup>。それに、日本国籍を取る帰化者<sup>(3)</sup>を含めると、外国につながる、外国にルーツのある人々<sup>(4)</sup>はもっと多くなることが分かる。

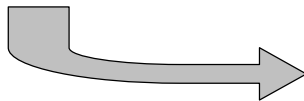
「国籍」という切り口だけでは、もはや在日外国人の現状は捉えにくくなっているのである。〈図表1〉をみると、1999年の外国人登録者1,556,113人が、10年後の2009年には

〈図表1〉 国籍別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

国籍 (出身地)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)
総数	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121
中国	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889	655,377	680,518
構成比(%)	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9	28.2	29.6	31.1
韓国・朝鮮	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239	578,495
構成比(%)	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8	28.7	27.6	26.6	26.5
ブラジル	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582	267,456
構成比(%)	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0	15.0	14.7	14.1	12.2
フィリピン	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617	211,716
構成比(%)	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3	9.4	9.5	9.7
ペルー	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696	59,723	57,464
構成比(%)	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6
米国	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851	52,683	52,149
構成比(%)	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
その他	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489	337,205	338,323
構成比(%)	12.8	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8	14.9	15.2	15.5

(各年末現在)



国籍 (出身地)	平成11年 (1999)	平成21年 (2009)	増加数
ベトナム	14,898	41,000	26,102
タイ	25,253	42,686	17,433
インド	9,067	22,858	13,791
ネパール	3,212	15,255	12,043

登録者が  
10,000人  
以上増加

出典：法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html)、2011年1月28日閲覧)。

(2) 日本の国際結婚の比率は、2009年度の場合、707,734件の中で34,393件が国際結婚で全体の約5% (4.86%) であった。1980年以前は1%に満たなかった国際結婚は、1985年以降増え続け、2006年の6.12%をピークに減ってはいるものの、全体の婚姻数の5%前後である。「在日朝鮮人に関する最新統計資料」『解放教育』2011年2月号、明治図書、2011年、p. 66。

(3) 『解放教育』2011年2月号の「在日朝鮮人に関する最新統計資料」によると、1952年に232人だった韓国朝鮮籍の日本国籍取得者は、その翌年1,326人となり、その後増え続け、1995年には1万人を超えている。2009年には7,637人であると言われ、1952年から2009年までの日本国籍取得者468,707人の中のほとんど (327,869人) が韓国朝鮮籍の人々である。Ibid.,p. 62。

(4) 外国にルーツをもつ子どもの数は、1990年には総出生数の1.72%を占めていたが、2004年から3%を超え、2009年には総出生数 (1,082,384) の3.22% (父母の一方が外国 (22,511)、外国籍 (12,349)) であった。Ibid.,p. 66。

2,186,121人へと、リーマン・ショックの影響で2008年に若干減少してはいるものの、全体として外国国籍の人々が増え続けていることが分かる。

また、最近では日本人男性と外国人女性との再婚によって本国から呼び寄せられるケースもみられ、年々増加している外国人は、従来の「在日外国人＝在日コリアン」<sup>(5)</sup>から国籍もその特性も多様化・多層化してきている。

神奈川県に位置する川崎市は、戦前からの京浜工業地帯との関係などから在日コリアンが多く生活し、南部には在日集住地域もあった。2009年12月現在、川崎市の外国人登録人口は32,587人で、区の地域的特性に応じて在住する外国人の特性も異なる（**図表2**）。

川崎市に今日のような在日外国人施策、多文化共生施策が位置付けられるのは、市の南部にあった桜本という在日コリアン集住地域を中心に展開される公民権運動を機に、外国人との共生や在日外国人の権利問題が地域社会に公論化されてからである。この過程において、共生理念も運動の中で「実践的」に形成されるようになる。

＜図表2＞ 川崎市の国籍別外国人登録者数

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
1	中国	3,224	1,305	1,496	1,207	857	1,425	792	10,306
2	韓国・朝鮮	4,534	1,053	979	973	650	794	366	9,349
3	フィリピン	1,362	469	508	583	408	441	140	3,911
4	ブラジル	801	76	89	129	84	73	59	1,311
5	インド	611	269	177	67	31	64	19	1,238
6	アメリカ	58	80	167	146	128	127	108	814
7	ペルー	349	127	35	33	37	5	24	610
8	タイ	229	68	86	63	72	47	41	606
9	ベトナム	184	60	57	78	86	92	24	581
10	ネパール	76	22	113	16	36	54	11	328
	他の国籍	580	289	616	537	550	610	351	3,533
	合計(人)	12,008	3,818	4,323	3,832	2,939	3,732	1,935	32,587

出典：『川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2009年度＞』川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室、2010年、p. 55。

(5) <図表1>からも分かるように、2007年度において、韓国・朝鮮を抜いて中国出身の外国人登録者が全体の1位となり、中国人の数は60万人を超え、その増加のスピードも早いことが分かる。

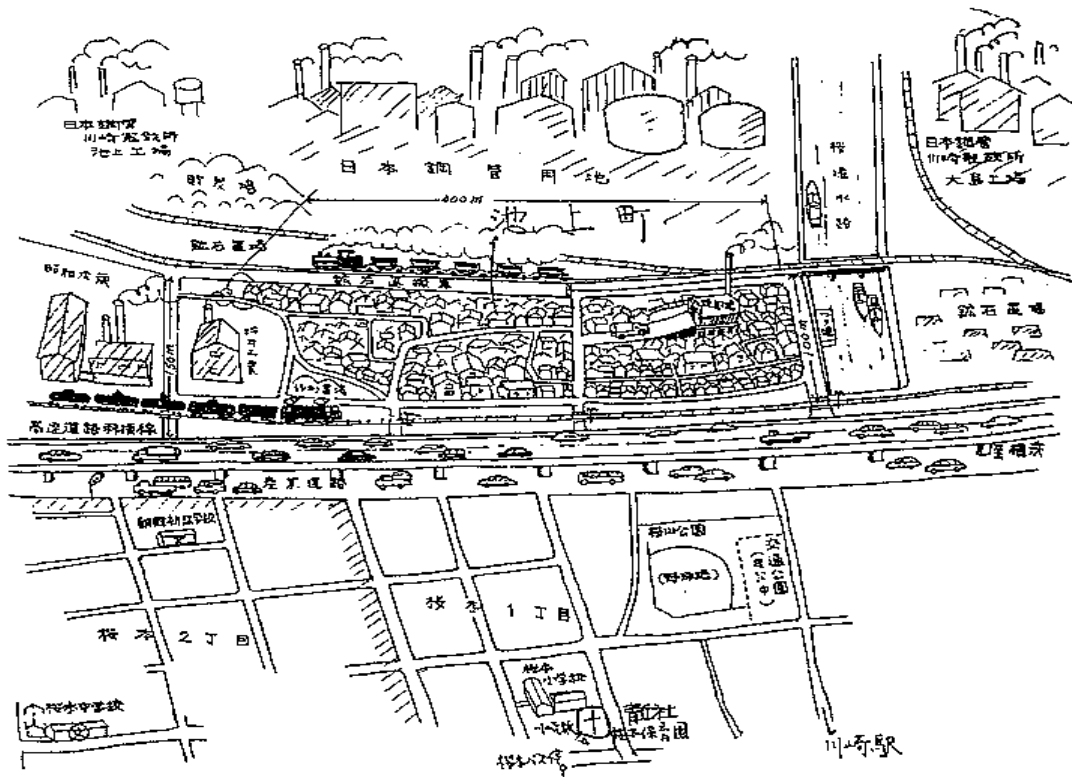
### 3. 外国人も住民であることへのパラダイム転換 — 多文化共生施策の形成 —

#### (1) 在日コリアンと日本人による公民権運動

戦前から川崎市には砂利採取労働者や工場建設労働者などが入ってくる在日コリアンが多く、その集住地域のひとつが日本鋼管用地にできていた「池上町」であった。

池上町は、在日コリアンとともに日本人も居住していた地域で、〈図表3〉からも分かるように、工場が多く、煤煙などの公害問題、貧困問題を抱えていた地域で、人々が生活するに適しているとはいえないところであった。この地域を中心に地域社会が変わっていくのは、1970年から1974年まで取り組まれた「日立就職差別闘争」で

〈図表3〉 池上町の概略図



出典：神奈川県第二愛泉ホーム『川崎市池上町における住民とホームの福祉関係』、1969年。

ある。この運動の拠点となったのが池上町を含む桜本地区で、ここを中心に在日コリアンの民族差別を是正し、自らの権利を取り戻していく運動が展開される。

### 1) 日立就職差別闘争 — 「在日」として生きる道への模索

1979年に「国際人権規約」、1982年に「難民の地位に関する条約」がそれぞれ批准されると、日本では、制度上の内外人平等を求めて国民年金法、児童手当法などの法改正が引き続き行われるが、それ以前は多くの制度において国籍条項が設けられ、在日外国人は諸制度から排除されていた。それは、就職においても同様で、こういった就職差別に対して裁判に訴えるとともに地域運動を推し進めていったのが、日立就職差別闘争（以下「日立闘争」）である。

日立闘争は、最初在日コリアン二世の青年と慶応大学「ベ平連」（ベトナムに平和を、市民連合）の学生たちで構成された「在日朝鮮人の就職差別を粉砕する会」が「朴君を囲む会」となり、その事務局を中心に裁判と市民運動を並行していくのである。

その闘争の意義のひとつは、「在日」として生きる道そのプロセスの中から見出したことである。つまり、日本で生まれ教育を受けた在日二世が新たな世代として浮上してくる中で、それまでの「日本か、韓国・朝鮮か」ではなく、「在日」することに、自らのアイデンティティを形成していくという、「在日」コリアンとして日本社会で生きていく方法が模索されるようになる。その象徴的なものが、「本名を名のる」ことであった。

在日コリアンは、1910年からの35年間の植民地政策の一環として1939年に行われた「創氏改名」で、日本名（通名）と民族名（本名）の二つの名前を持つこととなる。日本人と外見上の区別がつかない在日コリアンは、戦後にも日本社会の差別・抑圧から自らを守るために日本名を使うことが多かった。これは、名前の問題に留まらない、在日コリアンとしての自己否定につながるもので、「自分とは何か」というアイデンティティの葛藤を内包するものでもあった。

しかし、この日立闘争において、当事者である在日二世の青年が、日本名から民族名を名のるようになり、在日コリアンの子どもにも本名を名のらせ、韓国・朝鮮の文化を教えるといった民族教育実践がいくつかの地域で始まることとなる。そのひとつが、<図表3>にある池上町・桜本地区の青丘社を中心としたものであった。実は、「朴君を囲む会」の事務局がこの地域に移ったこともあり、日立闘争の中心

地がまさにここであったのである。そして、この日立闘争を契機に民族教育や制度差別の撤廃に向けての市民運動が本格化する。

日立闘争は、1974年6月に勝利判決が出され、その勝利を受けて、同年に「民族差別と闘う連絡協議会」（民闘連）が結成されることとなる。この民闘連活動の中心のひとつが「青丘社」という社会福祉法人でもあった。

## 2) 地域における民族教育体制の構築

青丘社は、桜本地区にあった在日大韓基督教会川崎教会が1973年に設立した社会福祉法人で、1969年に教会がつくった「桜本保育園」を中心に民族教育を実践していく傍ら、民族差別を是正していく運動を展開していた。差別に負けない、在日コリアンとして生きていく子どもを育て見守っていく体制として、青丘社では、保育園とともに小中学生を対象とした「桜本学園」<sup>(6)</sup>をも整備すると、在日コリアンのお母さんたちが中心となって1975年にできた「子供を見守るオモニの会」などのグループと一緒に、民族的主体性を持つ子どもの育成を目指していくことになる。

また、青丘社は、在日大韓基督教会がつくった法人であるだけに、その中心的役割を担う主事は在日コリアン青年であったが、地域の民族教育体制を整備していく中で、1978年に在日コリアンと日本人の主事体制へと変わり、在日コリアンの問題に在日コリアンと日本人が協力して取り組む体制を作っていた。しかしながら、

<図表4> 桜本学園の学年別時間割

学 年	曜日 時間		
ロバの会、小1－3年	毎日下校時から5時半まで（月曜日～土曜日）		
小4－6年	（月） 4：30－6：00	（水） 4：30－6：00	（土） 2：00－5：00
中学生	（月） 6：30－8：30	（水） 6：30－8：00	（土） 2：00－5：00

出典：「桜本学園生徒募集のお知らせ」ふれあい館ファイル『桜本学園・ロバの会、桜本学園報』より作成。

(6) 桜本学園は、学童保育ロバの会（小学生1年生から3年生）、小学生4年生から6年生、中学生対象の活動をし、その活動の柱は、「①桜本保育園の卒園児及び地域の子どもの民族教育を保障する、②民族意識を正しく育てる、③低学力の克服という民族差別に負けない子どもの主体づくり」としていた。「川崎の地域実践」川崎市民生局・青丘社研究協議会学習会資料Ⅱ『在日韓国・朝鮮人の現状』青丘社、1983年、p.47。

民族的アイデンティティを育てようとしてきた地域教育実践が地域や学校の差別の中で実践の限界を痛感することとなり、行政にその保障を求めていくことを考えるようになる。

当時は、1979年に起きた在日三世の林賢一君の自殺を受けて、埼玉県の上福岡市で在日外国人教育基本方針が制定されてはいたものの、公教育の中で在日外国人の教育方針を制定し保障していくといった動きは、関東地域ではまだみられなかった。指紋押捺拒否運動などの社会運動が日本社会の注目を集め始めていく1980年代に、川崎市桜本地区では、地域教育実践を行政の中に位置付けようとした、在日コリアンと日本人による市民運動が動き出し始める。

## (2) 多文化共生施策づくりに向けての第一歩

地域や学校の旧態依然たる差別・抑圧構造を是正していくための運動は、教育委員会を対象とした基本方針制定と、民生局を対象とした青少年会館設立の二つの方向から推進・展開された。民族差別の現状を認め、差別・偏見をなくし、在日コリアンと日本人が共に生きる地域社会の創造へと社会的合意に至る過程はいくつかの困難を乗り越えてのものであった。

### 1) 公教育における在日外国人教育への保障を求めて

#### — 在日外国人教育基本方針制定 —

教育委員会に外国人教育基本方針の制定を導き出したのは、1982年に親、教師、市民グループで結成された「川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」（以下「すすめる会」）であった。国民教育という枠組みで推し進めてきた教育行政の中に外国人の教育を位置付けさせるのは、数々の交渉を積み重ねた結果であった。

すすめる会は、1982年6月20日に結成集会を開き、7月24日には「日本の学校に在籍する在日韓国・朝鮮人生徒の教育に関する要望書」（第一次要望書）を提出す

る。要望書は前文と六つの要望項目<sup>(7)</sup>で構成され、これを受け、教育委員会との大衆交渉は始まる。すすめる会が提出した項目に対しては、外国籍生徒の進路の実態調査はしていない、韓国・朝鮮人生徒独自の在籍数調査はしていないなどの回答が主で、これを受け、教育委員会とすすめる会との間には、在日コリアンの子どもの教育は「権利か、恩恵か」をめぐる論争が展開されていく。

100人ぐらいが参加する大衆交渉が進行していく中で、すすめる会は、1983年2月に第二次要望書を提出し、話し合いを続けていくのだが、その流れを大きく変えたのは教員の加配問題であった。

教員の加配は、1958年制定の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められた政令において、日本国籍を持たない児童・生徒がその学校に1割以上在籍している場合、1人の教員を加配するものであるが、川崎市は長い間教員が加配されていなかった。教員加配問題や学校現場の差別を認めようとしないう教育委員会に対して、1983年11月1日に行われた交渉の場において、すすめる会は差別を認めることを強く求め、やっとその日に教育委員会は差別があることを認める。それを受けて出された「川崎市における在日韓国・朝鮮人教育をすすめるための基本認識」は、民族差別があることを認め、差別や偏見をなくす教育をすすめていくことを公的に明記することによって、具体的な方針づくりに拍車が掛かることとなる。

教育委員会は、社会教育や学校教育の関係者を対象とした研修などを通じて現場の理解を得ようと努めるとともに、小委員会では基本方針作成のための議論を並行していた。その結果、基本方針の試案が出されるのは、1985年のことである。試案は1年後の1986年3月25日に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」として制定される。基本方針には次のような文言が盛り込まれていた。

- 
- (7) 六つの項目とは、「1. 川崎市立の各小学校、中学校、高校には、何名の在日韓国・朝鮮人生徒が在籍していますか。2. 川崎市教育委員会は、公立学校に在籍する在日韓国・朝鮮人生徒がどのような状況に置かれているかご存じですか。3. 在日韓国・朝鮮人生徒の氏名について、指導要録、出席簿、卒業証書、調査書等では、どのように記載するよう指導を行なってきましたか。4. 在日韓国・朝鮮人生徒の、中学、高校卒業者の進路は、どのような実態ですか。5. 民族差別を克服していく第1歩は、学校現場で、教師及び子供たちに正しい知識と理解を深めることだと思いますが、副教材、あるいは研修等を通じて、具体的な啓蒙(ママ)活動を行なう考えはありますか。6. 大阪市、東京都等では、在日韓国・朝鮮人が公立学校の教員として採用され教壇に立っていますが、川崎市教育委員会ではどのような見解をおもちですか。また、今までの採用の実態はどのようでしょうか」であった。



韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は、本市だけでなく、広く国民各層に根強く存在しており、多くの韓国・朝鮮人は教育、就労、福祉等あらゆる生活面で厳しい民族差別を受け深刻な問題となっている。さらに見落としてはならない重要なことは、これらの差別や偏見が歴史的に作られたものであるという点である。即ち、1910年日韓併合により、日本が朝鮮を植民地として以来、一方では多年にわたる植民地支配の合理化につながるような民族優越意識を教育を通じて国民に浸透させ、他方において朝鮮民族固有の文化や言語を否定されるべきものであるかのごとくとらえ、創氏改名制度などを通じて日本への同化政策を進めた結果生まれたものである。

川崎市教育委員会は、こうした事実の持つ意味を厳しく受けとめ教育の課題としてとらえ、本市における、公教育を推進するにあたっては市民一人ひとりの差別解消のための不断の努力を促していかなければならない。また、市内に居住する外国人に対して教育を受ける権利を認め、これらの人々が民族的自覚と誇りを持ち、自己を確立し、市民として日本人と連帯し、相互の立場を尊重しつつ共に生きる地域社会の創造を目指して活動することを保障しなければならない。このことはまた、日本人の人権意識と国際感覚を高めることにもつながる。そして、このような環境を整えることは、人間都市の創造を目指す本市教育行政の責務でもある。

この前文においては、在日コリアンへの差別や偏見が歴史的産物であることを明確にし、それを「教育の課題」として規定、外国人の「教育を受ける権利」を認めて外国人が民族的自覚と誇りを持ってアイデンティティを確立するような環境を整備していくことが教育行政の責任であることが記されている。そして、①教育行政及び教育関係者、②児童・生徒、③すべての市民の三つの対象に具体的な取り組みの内容を示し、その後、手引書『ともにいきる』の発行や、1997年から「民族文化講師ふれあい事業」など、やっと市の施策として外国人を視野に入れた試みがみられるようになる。基本方針は、1998年に「川崎市外国人教育基本方針 — 多文化共生の社会をめざして — 」と改定されるが、外国人教育、多文化教育に対する市の基本的な考え方として根底に据えられ続けている。

この基本方針を具体的に実現していく「場」として方針制定から2年後に桜本地区で開館する「川崎市ふれあい館」は、これもまた、地域からの要望を受け入れた市の施策づくりの一環であった。

## 2) 共生の拠点としての「ふれあい館」

桜本地区には公的施設がなく、保育園や教会を使っていたが、施設・設備の消耗が激しく、青少年会館の設立を求めて、1982年9月30日に「桜本地区青少年会館（仮称）設立等に関する統一要望書」を提出する。

要望書では、「この地域で在日韓国朝鮮人の生活の実態を見据えることのできない施策は、同じく厳しい生活と労力の実態におかれた日本人住民を見据えることができないという実践の経験をふまえて、地域の青少年の互いに民族を認めあい民族差別を許さない自覚的活動と、社会的、文化的、経済的生活の向上をはかることをめざした青少年会館を桜本地区に建てることを切望」するとし、次の要望項目を提起し、さらに、細部要望書をも出していた。

1. 青少年会館設置に伴う設立委員会を行政担当者と当法人各部署担当者との間に早急に開設して下さい。
2. 会館が設立されるまでの間、以下の青丘社内諸活動への援助を行なって下さい。
  - ① 小学生高学年、地域むけ行事プログラム活動、中学生部活動の専任指導員人件費
  - ② ケナリ（れんぎょうの花）クラブ、及び中学生部、高校生部、地域むけ啓蒙活動等の活動費の保障
  - ③ ボランティア指導員の交通費の支給

要望書を受けた川崎市民生局では、「（仮）桜本\_\_\_館設立研究協議会」を発足する。研究協議会では、まず、在日コリアンの形成史や現状などについての学習会を通して共通認識を深めるとともに、1983年6月28日に「青丘社、民生局研究協議会～学習及び協議経過、イメージ～」の中で「根本的な改善としては、在日韓国・朝鮮人の住民権、市民権の確認と、行政内の位置付をもたらす必要、このことをコーディネートする機能を必要とする印象。地域共同体にむかっては不可欠の課題との印象」と見解を出したのである。単なる施設の建設ではなく、より抜本的な民族差別の撤廃を視野に入れることの必要性がここからは読みとれ、市全体として取り込むことが認識され始めていた。

一方、青丘社では、1984年6月に「桜本地区青少年会館（仮称）設立に関する第二次統一要望書」を提出するが、青丘社も民生局以外の関連部局の参加を呼び掛けていた。そこで、翌月民生局以外の企画調整局、教育委員会、市民局からなる「新

プロジェクトチーム」が結成され、研究協議会は「（仮称）桜本ふれあい社会館設置構想委員会」となった。

構想委員会はふれあい館の運営方法や内容などを議論するとともに、他の自治体の視察で構想を深めていき、同年11月に「構想施設に関するプロジェクトの見解について（案）」を出す。ここでは、「民族的差別や偏見の解消に向けての諸活動の拠点として、今後地域住民の広範囲な参加を促進し活発な交流を図るために、新しい時代における地域社会の形成に向けて、先導的役割を担うものである」と規定され、1985年には1986年の予算で建設を着工することや、公設民営などが具体化され、同年8月30日に「（仮称）桜本ふれあい社会館にかかる討議経過のまとめ（試案）」が出される。

まず最初に強調しておきたいことは、日本人の人権意識を高め、国際性を高めるために、在日韓国・朝鮮人をめぐる諸問題解決のための行政の枠組みを明確にしたいと考えたことである。在日韓国・朝鮮人問題をいたずらに放置することなく、マイノリティの人権を尊重することによって、共に生きる地域社会をつくることに寄与する、具体的な施策展開のインパクトとすることである。

行政として在日コリアンの人権を尊重し、共生の地域社会のための施策づくりをしていくことを表明しており、その翌年に運営を青丘社に全面委託することや、ふれあい館とこども文化センターの統合施設とすること、1986年度予算で取り組むことが確認された。建設に向けての協議が進んでいく中で、実は、施設建設に反対する声が聞こえてきた。

構想が具体化されていき、1985年11月に建設予定地で説明会が開催されたが、この説明会において、地域住民は、市の直営にすることや、青丘社との協議内容の説明などを求めている。その背景には、1980年以降の指紋押捺拒否運動が青丘社を中心に展開されていたことが影響し、青丘社がふれあい館を運営すると日本人は使えなくなるという住民たちの危惧があったのである。

ふれあい館の運営をめぐる住民への説得が続く中、1987年6月に2年間市職員を派遣する、地域住民を運営協議会に参加させるなどの妥協案を住民側が受け入れることで、やっとふれあい館建設に対する合意に達することとなる。

1988年6月に「日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が市民として相互の

ふれあいを推進し、互いの歴史、文化等を理解し、もって基本的人権尊重の精神に基づいたともに生きる地域社会の創造に寄与すること」（条例第1条）を掲げた「ふれあい館」は開館した。主催事業、貸し館事業など、こども文化センターと社会教育施設ふれあい館としての事業が始まることになる。学童保育や中学生部、高校生部、ロバの会、民族クラブ（ケナリクラブ、ダガットクラブ）、識字学級、在日一世のウリハッキョ（私たちの学校）、トラヂの会など、子どもから高齢者に至るまでの多様な実践を日本人、在日コリアン、日系人、フィリピン人などの当事者からなる職員体制が担っている。

外国人を対象とした施策は自治体の国際化施策の展開とともに、1980年代以降諸自治体でその動きがみられ始めるが、川崎市の場合、ともに地域住民である在日コリアンと日本人が協力して取り組んだ市民運動から発せられたこと、在日コリアンの人権を認めることが施策展開の重要な柱であることなど、地域からの要望を市の施策に反映した事例であるといえよう。このような施策化と連動して「共に生きる」という共生理念は創られていた。それは、様々な要素が重なり合った結果であった。

### 3) 共生理念の生成

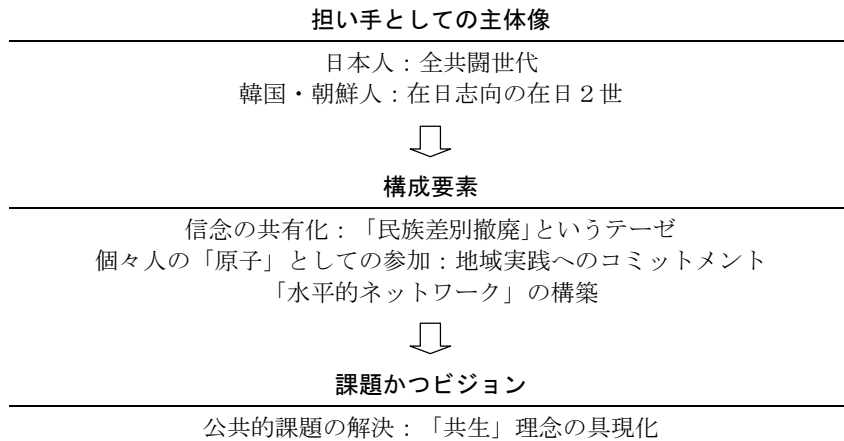
地域社会の要求をもとに施策へと昇華していくことが可能であったのは、当時の川崎市が革新市政であることも関連深い。むろん当時難民条約、人権規約が批准されたり、現代的人権（第三世代の人権）が流入し、マイノリティの人権に光を当てていく動きがあったことに付け加えて、1960年代から誕生していた革新市政が川崎にあったことは見逃せない。それまでの政治構造とは違った市民、地域へと地域民主主義を唱える革新自治体が伊藤三郎率いる伊藤市政として、市営住宅の国籍条項撤廃、児童手当の支給などといった「川崎方式」といわれる先進的な取り組みをみせていた。

この革新市政という背景のもと、共生理念が生まれてくるのは、在日コリアンと日本人の新しい主体が浮上することによって可能であった。

今までの在日とは違う在日志向の新しい世代が登場するのは、先述したように、日立闘争などの1970年代のことである。

祖国志向の在日一世とは違って新たな世代として浮上する在日二世は、日本で「在日」として生きるという「在日志向」を表明していくこととなるが、それは、

＜図表5＞ 青丘社を中心とした地域社会実践形成の構図



出典：金命貞『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店、2007年、p. 153。

今までの客観的指標や特徴を重視していたことから主観的なそれを大事にする「エスニシティ」の表出でもあった。自らのアイデンティティ、在日像が実は日本社会の差別・抑圧構造からできたものであることを認識し、そういった社会的構造を踏まえ、新たな在日としてのアイデンティティを模索しようとする世代が、この時期に登場し、様々な民族運動を進めていった。

そして、その運動を共に担う他者として浮かび上がってきたのが、全共闘世代という日本人である。被抑圧者としての自らのアイデンティティの再構築は、抑圧者としての日本人のアイデンティティの再構築をも伴うもので、それぞれのアイデンティティの再構築を経て、在日コリアン・日本人によって在日コリアンの民族差別撤廃運動を市民運動として展開していくのである。まさに、そのプロセスの中から「共生」は生まれてくる。

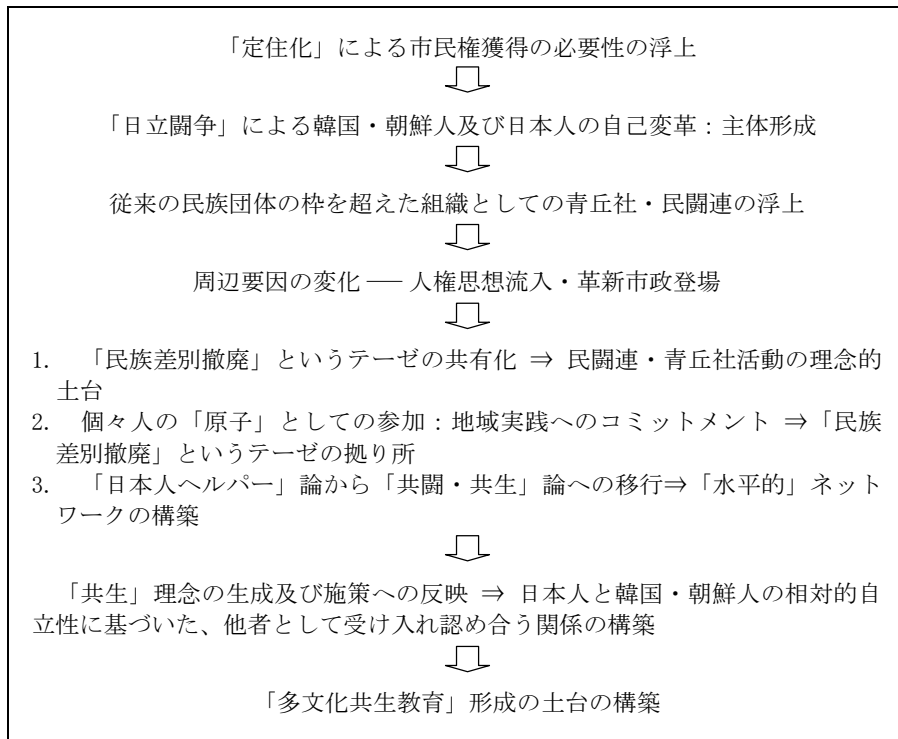
共生、共に生きることは、互いの対等な関係を含むものである。しかし、こういった対称的・水平的関係は最初から想定されたものではなかった。民族差別と闘うことを共通認識として共有しながらも、日本人と在日コリアンとの関係が水平的なものへと移行していくのは、1980年前後である。

在日外国人との関係における共生は、その前段階として共闘といわれるものがあった。日立闘争をきっかけに発足した民闘連の三大原則「実践・交流・共闘」のひとつに掲げられ、それが実質的な意味を持ち始めるのは、1979年の民闘連第5回

特別基調報告においてであった。さらに、そこから、共闘は共生へと変わっていくが、1980年代に共生が共に生きる形で指紋押捺拒否運動のスローガンに使われる一方で、民闘連の中でも共闘とともに共生が積極的に言及されるようになる。

つまり、1984年の第10回民闘連全国交流集会基調報告で、「“共に生きる”とは、妥協を前提とするものではない」としながら、共に生きることが、「異質なものを互いに尊重し、認めあうことの上に成り立つことをめざす、民族として自立した関係を求めるものである」と定義し、共に生きる地域社会の創造を目指すことが述べられていた<sup>(8)</sup>。共生は、在日コリアンの民族差別撤廃運動のための在日コリアンと日本人のそれぞれの自己変革をめぐり抜け形成された水平的関係をもとに生成され、地域社会の中で生まれ構築された理念であり、運動の重要な原則でもあった。

#### <図表6> 「多文化共生教育」形成における1980年代の実践メカニズム



出典：金侖貞『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店、2007年、p.167。

(8) 「基調報告」『第10回民闘連全国交流集会資料集』民族差別と闘う連絡協議会、1984年、pp.19-20。

このように、日本における多文化共生は、在日コリアンとの関係で形成されたものであり、多文化教育が1980年代に流入する前の「原型」としてすでにあつたのである。

### (3) 川崎市の多文化共生施策

「内なる国際化」が諸自治体の中の重要課題となつてきていた1980年代、川崎市における多文化共生施策は、教育分野をはじめ様々な分野へと広がっていく。

#### 1) 多文化教育施策

1986年の教育基本方針の制定を受けて、ふれあい館を中心に韓国・朝鮮関連の講座が始まるとともに、1997年から教育委員会は「民族文化講師ふれあい事業」を開始した。この事業は、外国人市民が小学校や中学校を訪れ、自分の国の文化を伝える活動をすることで、日本人の子どもには違う国に対する理解を深め、外国人の子どもには出身国に対する自信を持たせるとともに、講師である外国人市民の地域参加のひとつにもなっている。

また、識字・日本語学習体制が整っていくのも1980年代以降の重要な特徴である。1990年の「国際識字年」の影響もあつて、公的社会教育の中に識字・日本語学習の輪が広がっていく中で、川崎市においても1990年代に市内にある七つの市民館で識字・日本語学級が設置される。1993年に出された「川崎市生涯学習推進基本計画」の課題でもあつた「すべての人々の学習の保障」は、1994年から96年までの文化庁委嘱事業「地域日本語教育推進事業」、1997年設置の「川崎市地域日本語教育推進協議会」が中心となつて推進され、1997年の『共生のまちづくりをめざす日本語学習のあり方』には、外国人市民と日本人市民が今後対等な関係を築く活動のひとつに「識字」の理念をおいている。さらに、2003年には「川崎市識字・日本語学習活動の指針」が出され、識字・日本語学習が「基本的人権」であり、その活動が「多文化共生社会の実現」をめざすものであることが明確にされた。公的識字・日本語学習以外にも市民による活動も活発である。

2005年3月には「川崎市多文化共生社会推進指針 — 共に生きる地域社会をめざして」が制定され、人権の尊重、社会参加の促進、自立に向けた支援という基本理念のもと、多文化共生教育の推進が基本方向のひとつに据えられた。

現在は、高津市民館を中心とした多文化フェスタみぞのくちなどの地域イベント

や、ニューカマー出身の子どものための日本語学習支援、小学生及び中学生を対象とした学習支援活動、ふれあい館のケナリクラブ（韓国・朝鮮）やDAGATクラブ（フィリピン）のような民族クラブ活動など、「差異」を有する人々がどのようにその違いを受け入れ、理解していくのか、文化から識字に至るまで多方面にわたって試みられている。

外国人と日本人の「共に生きる」地域社会の実現は、外国人市民当事者の声を吸い上げるといった制度的位置付けにおいてもみられる。1996年から始まった「川崎市外国人市民代表者会議」がそれである。

## 2) 在日外国人の市政参加 — 外国人市民代表者会議の試み

在日外国人の参政権はまだ実現されていない。選挙というツールを通じた自治体への意見反映は、外国人にはできないのである。このような状況の中、川崎市では、1996年に「外国人市民代表者会議」を設置している。外国人市民が自らの課題に対して意見を出し、市政に反映させていく仕組みは、1980年代からの川崎市の一連の動きを踏まえてのものにはかならない。

代表者会議は、1989年に神奈川県民関連から出された要望書を受けて設置された「川崎市外国人市民施策推進幹事会」の24項目検討課題と、1993年に出された「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための提言」の53項目提言に盛り込まれていた外国人の市政参加を具現化するもので、1994年2月に開催された「地方新時代シンポジウム」でドイツ・フランクフルトの「外国人代表者会議」が紹介され、その構想が具体化される。

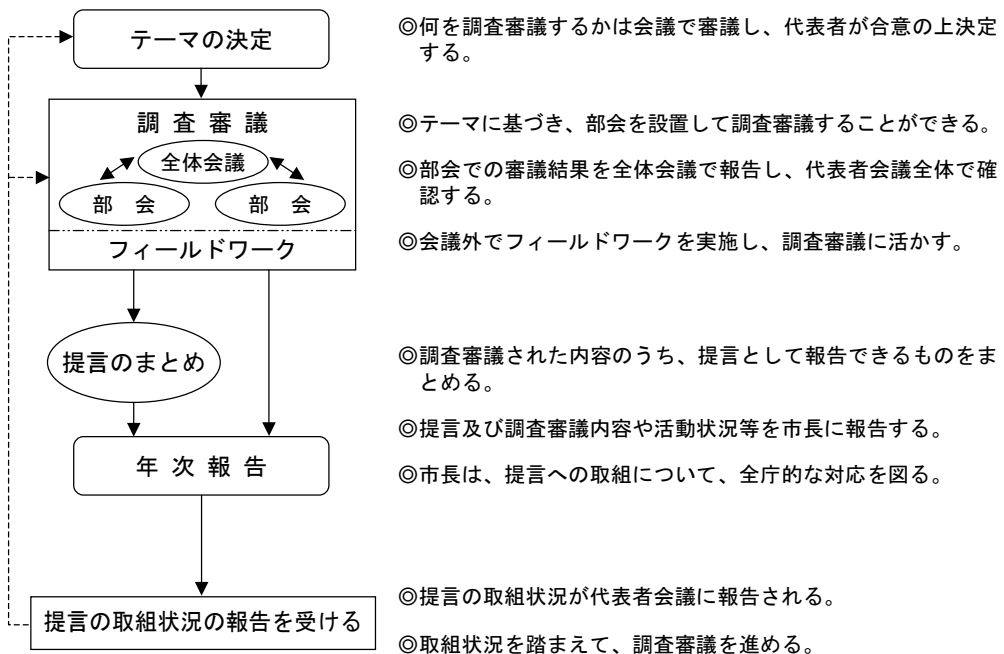
1994年10月に設置される「仮称・外国人市民代表者会議調査研究委員会」の答申を踏まえて、1996年10月に「外国人市民代表者会議条例」を制定、同年12月には第1回の会議が開かれた。

外国人市民に「自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もっと相互理解しあい、ともに生きる地域社会の創造に寄与することを目的」（条例第1条）に、代表者26人内（任期2年）で構成されている。会議には部会が設置されるが、2010年現在は教育文化部会、社会生活部会が活動している。

代表者は公募による選考で選出され、年4回の会議に参加しながら調査・審議を行うこととなる。調査審議した内容は年1回市長に報告し、提言したことは市の関



＜図表7＞ 外国人市民代表者会議の運営



出典：『川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2009年度＞』川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室、2010年、p. 80。

連部局で対応する。単に調査審議して提言を出してもらうのではなく、提言を施策にどう活かしているかが代表者会議に報告される。取り組みの状況は担当部局が「一定の成果を得た」としたのは「A」、「取組み中、検討中」としていることには「B」とし、各提言には前年度までの取組み状況が開示されている。その中で、教育関連の提言をみてみよう。

例えば、2003年度提言「外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する」に対して、教育委員会は、中学校編入生徒・保護者に多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドライン（10言語）」を提供し、高校進学説明会に通訳を配置するなどしている。2007年度提言「日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもの支援体制を整える」に対しては、引き続き日本語指導協力者派遣制度を実施するとともに、四つの中学区に学習指導員を派遣するなどの対応をしている。

まだまだ課題は多いが、地域住民として自ら抱える課題を掘り出し、施策化へとつなげていくことの意義は大きく、権利の主体者として声をあげていくことを「制度」として位置付けていることは、会議のスローガンで掲げている「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」を実現していくための一歩であろう。また、他の自治体とは違って設置の根拠を条例で定めている点は川崎ならではの特徴である。

今まで川崎市という自治体の事例をみてきたが、外国人の増加や自治体の対応・施策などを受け、日本が中央政府レベルで動きを見せるのは、2005年以降である。

#### 4. 地域に根ざした「共に生きる」に向けて

日本では、中央政府による総合的な外国人政策や多文化共生政策たるものがまだ存在しない。外国人人口が増えている現実、少子高齢化の時代を迎え外国から必要な人材を受け入れざるを得ない状況の中、日本でも国としての対応が必要であるという認識が具体的な動きとして現れたのは、2005年のことである。

##### (1) 2005年以降の中央政府による多文化共生をめぐる議論

2005年を日本における「多文化共生元年」とみる研究者もいる。というのは、この年に総務省に「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、翌年3月「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ― 地域における多文化共生の推進に向けて ―」、12月には外国人労働者問題関係省庁連絡会の「『生活者としての外国人』に対する総合的対応策」が出されるなど、在日外国人に対して地方自治体だけでなく中央政府から対応していこうとする兆しがやっと見え始めたのである。それ以降にも、2007年3月に総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」、2008年6月文部科学省「外国人児童生徒教育の充実方策について」、10月には日本経済団体連合会「人口減少に対応した経済社会のあり方」が出され、2009年1月には内閣府に「定住外国人施策支援室」が設置され、2010年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を出した。行動計画は2011年3月31日に日系定住外国人施策推進会議で策定した。

その中で、多文化共生を掲げていた2006年3月の総務省研究会の報告書の内容をみてみよう。この報告書においては、地域における多文化共生は「国籍や民族などの異

なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと<sup>(9)</sup>と定義され、それまでの自治体中心の対応について次のように言及している<sup>(10)</sup>。

地域における多文化共生の推進については、これまでは外国人住民が集住する地域の地方自治体が必要に迫られて先進的な取組を行い、国に対して制度改正要望を行ってきたが、国の各省庁の対応は必ずしも十分なものとは言い難く、また、総合的・横断的対応に欠けていた側面は否定できない。国レベルの検討は、これまで主に外国人労働者政策あるいは在留管理の観点から行われてきたが、そうした観点からのみ捉えることは適当ではない。外国人住民もまた生活者であり、地域住民であることを認識し、地域社会の構成員として共に生きていくことができるようにするための条件整備を、国レベルでも本格的に検討すべき時期が来ていると言えよう。

国としても取り組むべきであること、外国人を地域住民の生活者として捉えていること、それまでの外国人政策の基本観点を転換していくべき必要性を説いていることが読みとれる。このような問題意識を踏まえ、自治体が地域の多文化共生を推進していく課題を、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの三つの観点から検討し、「多文化共生推進プログラム」を参考にしながら各自治体が多文化共生の推進に関する指針・計画を策定するよう促している。2009年には「多文化共生の推進に関する意見交換会」を設け、外国人市民が置かれている現状の把握に力を入れている。

また、同じ時期に出された「『生活者としての外国人』に対する総合的対応策」においても、住みやすい地域社会づくり、子どもの教育、労働環境の改善・社会保険の加入促進など、在留管理制度の再検討の四つの柱を中心に、文部科学省や厚生労働省などの外国人労働者と関連する部局が連携して進めていくことが提示された。

それ以外にも、2008年の経団連の「人口減少に対応した経済社会のあり方」において日本型移民政策の検討が指摘されたり、移民政策学会や移民学会が発足したのもこの間の変化のひとつである。

---

(9) 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書 — 地域における多文化共生の推進に向けて —』2006年、p.5。

(10) *Ibid.*, p.2。

しかしながら、このような流れの中には、オーバースティやオールドカマーの人々に対する認識が十分ではなく、主に日本語や日本文化に慣れていないニューカマー外国人を対象としている。日本政府として外国人市民をどのように受け入れていくのかという第一歩たる動きがある中で、総合的な政策の展開はまだ課題に残っているといえよう。そのために見落としはならないのは、マジョリティである日本人に対する働きかけを並行していかなければならないということである。「共生」理念が生成された根底には、在日コリアンだけでなく日本人側の意識変化、自己変革があったことを忘れてはならない。

異質な他者を受け容れるために日本人はどうあるべきか、多文化共生を外国人に焦点をあてて論じがちであるが、外国人と一緒に歩む対象として日本人というマジョリティをどう位置付けるかが大事であることはいままでもない。日本人と外国人が同じ地域社会の住民として「共に生きる」社会を実現していくために何が必要なのか。それは、多文化共生を国の課題と位置付け、政策として展開していくことである。

国の総合的政策の不在を政策展開へと転換していく制度的枠組みづくりが、日本における多文化共生の新たな進展において必要である。こういった意味で、近年多文化関連の研究者や実践者が注目しているのが、韓国である。

## (2) リアリティを伴う多文化共生の具現化のために

韓国は日本と同じく「単一民族主義」が根強く、外国人を視野に入れた政策は長年行われていなかった。それが劇的に変わるのは、2000年以降に急増した国際結婚である。

主に韓国人男性と外国人女性の国際結婚とその子どもをめぐる課題が社会で浮上するとともに、2006年にアメリカ人とのダブルであるNFL選手ハインズ・ワードがMVPとなったことでダブルの人々に対する社会的関心が一気に高まったのである。政策的には、2005年に外国人移住女性のことが大統領指示課題に位置付けられ、2006年になると、大統領の諮問機関である「貧富格差・差別是正委員会」などの12政府機関によって「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」が出されるなど、様々な政府機関から多文化関連政策が次々発表される。

法的体制整備も進み、2005年の地方参政権付与（永住資格を持つ外国人対象）、2007年の在韓外国人処遇基本法や2008年の多文化家族支援法が制定されている。多文化教育政策においては、〈図表8〉にあるように、多文化家庭に対する教育支援計画

<図表8> 2006年に出された多文化政策計画

	女性結婚移民者家族及び混血人・移住者の社会統合支援方案	多文化家庭の教育支援対策	外国人政策の基本方向及び推進体系	社会ビジョン2030
発表時期	2006. 4.	2006. 5.	2006. 5.	2006. 8
関連部処	14部処及び委員会	教育人的資源部	外国人政策委員会	大統領諮問政策企画委員会
ビジョンと目標	女性結婚移民者の社会統合と開かれた多文化社会の実現 －差別及び福祉からの疎外状況の解消	文化民主的統合 (Cultural Democratic Integration) をとおして韓国を文化的溶解の場 (Cultural Melting Pot) へと転換	外国人と共に生きる、開かれた社会の具現 －外国人の人権尊重と社会統合 －優秀な外国人人材の誘致支援	世界と交流する多文化社会 －差別と排除のない多文化社会
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>－脱法的な国際結婚仲介の防止及び結婚当事者の保護</li> <li>－家庭暴力被害者の安定的な在留支援</li> <li>－韓国社会の早期定着への支援</li> <li>－児童の学校生活への適応支援</li> <li>－生活安定支援強化</li> <li>－社会的認識の改善</li> <li>－推進体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－多文化家庭支援のための部処間の協力体系の構築、我が国民の多文化主義意識を高める</li> <li>－地域社会の多文化家庭支援の協力体制構築の支援</li> <li>－‘学校’の多文化家庭子女の支援機能の強化</li> <li>－多文化家庭子女の教育のための教師の力量強化</li> <li>－教育課程及び教科書に多文化教育要素を反映</li> <li>－大学生 mentoring 事業を多文化家庭子女に拡大</li> <li>－国際結婚家庭子女の二重言語学習の支援、不法滞在者子女の身分安定のための部処間の協議推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－外国籍同胞の包容</li> <li>－結婚移民者、外国人女性の子女の権益向上</li> <li>－難民に対する実質的な支援</li> <li>－外国人勤労者の処遇改善</li> <li>－不法滞在外国人の人権保護</li> <li>－多文化社会への統合基盤の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－結婚移民者と移住労働者など新しく登場する社会的排除集団の基本的な人権保護と社会統合促進のための基本法制定、政府内の担当機構の設置</li> <li>－国際結婚移住女性基礎生活保障、結婚移住女性支援センター、言語教室運営などの支援策整備</li> </ul>

出典：キム・イソン、ファン・ジョンミ、イ・ジンヨン『多民族・多文化社会への移行のための政策パラダイム構築(Ⅰ)』韓国女性政策研究院、2007年、p. 170。

が出され、2007年には「2007年多文化家庭子女教育支援計画」を発表し、2008年には中長期計画である「多文化家庭学生の教育支援方案」が出されるなど、国の教育体制の中でどのように多文化教育というものを推進していくのかが、この5年間劇的に動いていく中で模索されている。

社会教育分野においても、2008年に出された「第二次平生教育<sup>(11)</sup>振興計画」に多文化家族などの平生教育が位置付けられ、国の研究機関である平生教育振興院を中心に成人識字教育支援プログラム、疎外階層平生教育プログラム支援事業や、多文化家庭の平生教育支援事業を実施、いわゆる「社会統合」という国の課題に向けてどのように支援していくのかが、多角的に試みられている。

韓国の場合、日本に比べて中央集権的な性格を持っているため、国主導で政策が展開していく傾向が見受けられる。そして、急に多文化政策が展開していったために政策の対象が国際結婚をした女性やその子どもに限定されるといった限界を内包していることも指摘できる。ただ、国が積極的に多文化政策や多文化教育を推進していくことによって、自治体や市民の意識に及ぼす影響も大きく、なかなか多文化政策の確立が難しい日本と比べると、その動きはダイナミックである<sup>(12)</sup>。

## 5. おわりに

多文化共生をより実感を伴うものとして地域社会に根付かせていくためには、何よりも外国人との共生が社会の課題であることをきちんと位置付け、そういった政策的な裏付けに依拠しながら地方自治体や市民団体、NPOが地域多文化共生の一翼を担うようにしていかなければならない。日系外国人を対象とした内閣府の試みや外国人労働者に対する対応策を諸中央機関で行っているものの、そのバックボーンとなる政策がない限り、社会の

---

(11) 「平生教育」とは、日本の社会教育のことである。

(12) このような特性から韓国の多文化政策の展開はトップダウンであるといえる。このようなアプローチは、国の政策がすぐ自治体の施策に影響しやすく、韓国政府が多文化政策を打ち出してから多くの自治体も多文化関連施策を樹立したのも事実である。このような中央集権的なアプローチは、国家政策の限界をも踏襲する虞もあり、支援対象が国際結婚家庭に集中することや、各地域や外国人市民のニーズを反映されていない施策及びプログラムの実施などに繋がり、こういった韓国の現状を「省察的」に捉えようとする議論や研究がここ2、3年でみられるようになった。しかし、その一方でトップダウンで政策が実施されるが故に、多文化関連政策や論議が韓国社会で広まったのも否めない。

枠組みを変えていくことは難しい。

ただ、2008年のリーマン・ショック以来の経済危機によって日本国内で外国人を排除しようとする動きや、諸外国においてより一層ナショナリズムを強化し外国人に排他的な立場をとる動きがみられるようになった。このような状況の中で多文化共生を政策化し、外国人への支援を本格化していくことの実現は、その社会的合意を導き出すのに困難が伴うことも予想される。

しかし、在日コリアンの公民権運動を触発させる要因でもあった民族的アイデンティティや学力の問題はオールドカマーだけでなく、ニューカマーも抱えている問題として顕在化してきている。また、中学生や高校生の年齢で入ってくる外国出身の若者が増えている中で、どのように教育や就業を支援していけるのかも現場の課題となっている。

自治体の厳しい財政状況の中でも、地域社会で生きている外国人住民やダブルといった他者性を持つ人々を疎外されたままにしておくのではなく、地域社会に包摂していくような枠組みを作っていく必要がある。これは、アイヌを含む少数民族のことを含め、日本社会が異質な他者に開かれた社会になっていけるかどうかを問うものであり、多文化・多民族共生を国の重要課題にしていくことなしには、地域社会から生まれてきた多文化共生は日本社会全体へと広げていくことはできない。さらには、たとえ抱えている課題の違いはあるにしても、非正規労働者やホームレスなど、日本社会の底辺で排除、疎外されている人々との共生や差別撤廃にも通じるものがあり、多文化共生の捉え返し、捉え直しは、こういった日本社会の他の課題においても大事な示唆を与えてくれる。地域社会からのニーズが施策化へとつながっていくことで、施策や地域活動が豊かになっていった川崎の事例を想起すると、私たちがしていくべきことは明確であろう。

(キム ユンジョン 首都大学東京准教授)

#### 【参考文献】

- 外国人労働者問題関係省庁連絡会「『生活者としての外国人』に対する総合的対応策」、2006年。  
 神奈川県第二愛泉ホーム『川崎市池上町における住民とホームの福祉関係』、1969年。  
 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室『川崎市外国人市民代表者会議年次報告<2009年度>』、2010年。  
 川崎市民生局・青丘社研究協議会学習会資料Ⅱ『在日韓国・朝鮮人の現状』青丘社、1983年。  
 キム・イソン、ファン・ジョンミ、イ・ジンヨン『多民族・多文化社会への移行のための政策パラダイム構築(Ⅰ)』韓国女性政策研究院、2007年。  
 金侖貞『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店、2007年。  
 金侖貞「社会的統合に向けて変動する韓国社会 — 移住女性の多文化施策への始動を中心に — 」

『東アジア社会教育研究』No.12、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会、2007年。

金侖貞「韓国における多文化共生社会に向けての多文化政策の形成」『人文学報』No.411、首都大学東京都市教養学部人文・社会系、2009年。

金侖貞「不可視化される在日コリアンと日本社会、そして教育を考える」『解放教育』2011年2月号、明治図書、2011年。

金侖貞「公的社会教育における多文化・多民族実践の変化と課題」『月刊社会教育』2011年2月号、国土社、2011年。

「在日朝鮮人に関する最新統計資料」『解放教育』2011年2月号、明治図書、2011年。

塩原良和『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』三元社、2005年。

総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書 — 地域における多文化共生の推進に向けて —』、2006年。

日本経済団体連合会「人口減少に対応した経済社会のあり方」、2008年。

民族差別と闘う連絡協議会『第10回民闘連全国交流集会資料集』、1984年。